

## 設 立 趣 意 書

地球規模での地球温暖化防止や、エネルギー問題への取り組みの必要性が注目されてきましたが、特に近年では省エネルギーや節電の機運が高まり、国民的な運動へと広がりをみせてきました。化石燃料に大きく依存してきた私たちの生活や地域経済は、大きな転換点を迎えようとしています。

そうした中で、長野県内においては市民団体、地域企業、大学等と行政機関が協働して『自然エネルギー信州ネット』が発足するなど、市民主導型・各主体間連携型の活動が活発化してきました。

これを契機に、広域の佐久地域において環境保全をめざすと共に、地域に暮らす人々やさまざまな主体との対話や交流により、地域の環境特性に応じた再生可能な自然エネルギーによる地域密着型の事業モデルの構築を目的として『自然エネルギー佐久地域協議会』を設立します。

平成24年2月15日

自然エネルギー佐久地域協議会  
設立総会出席者一同

## 組織の名称および会則について

### (1) 組織の名称

『自然エネルギー佐久地域協議会』

(愛称：新エネ普及佐久ネット)

### (2) 会則

別紙1のとおり

## 役員等の選任について

会長、副会長、理事、監事、幹事、事務局 別紙2の通り

## 平成24年度 自然エネルギー佐久地域協議会

### 事業計画

広域の佐久地域において、地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及、および自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けて、下記の活動を進める。

- ①地域住民への自然エネルギーの普及啓発
- ②地域における自然エネルギーの事業化に関する調査研究
- ③自然エネルギー普及モデルの検討
- ④自然エネルギー普及モデルの運営支援および事業実施・管理
- ⑤その他、本協議会が定める業務

## 平成24年度 自然エネルギー佐久地域協議会

### 予算計画

(自：平成24年4月1日 至：平成25年3月31日)

#### 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	210,000	/	/	1,000円×10人 10,000円×20団体
補助金	0	/	/	
寄付金	0	/	/	
雑収入	0	/	/	
合計	210,000	/	/	

#### 支出の部

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
講師謝金	20,000	/	/	
調査研究費	50,000	/	/	専門部会
会場費	20,000	/	/	
資料費	20,000	/	/	会議資料等
通信費	15,000	/	/	電話、切手代
印刷費	50,000	/	/	報告書等
事務局経費	30,000	/	/	連絡・会計等事務手数料
予備費	5,000	/	/	
合計	210,000	/	/	

※自然エネルギー信州ネットより、普及モデル構築に関する補助があった場合、及び長野県「地域発 元気づくり支援金事業」に採択された場合は、その補助金額を収入とし、対象経費を支出として組み入れる。

## 自然エネルギー佐久地域協議会 会則

### 第 1 条（名称）

本会の名称を、「自然エネルギー佐久地域協議会」とする。

### 第 2 条（事務所）

本会の事務所を、新興マタイ株式会社（佐久市中込 1-10-1）内におく。

### 第 3 条（目的と活動内容）

本会は、全県的組織である自然エネルギー信州ネット（以下、信州ネットとする）と連携し、長野県佐久地域内において、地域資源を活用した地域の公民協働による自然エネルギーの普及及び自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けて、下記の活動を進めるために、あらゆる主体と交流・連携を図りながら総合的な調整を行なうための組織である。

- ①佐久地域の自然エネルギーに関連する企業・団体・個人・地域および自治体相互の交流促進
- ②上記の協働による地域住民への普及啓発活動
- ③自然エネルギー普及に向けた政策手法の検討・提言
- ④自然エネルギー普及モデル構築のための調査・検討
- ⑤関係自治体と連携したパイロット事業の実施及び支援
- ⑥その他、上記の目的を達成するために必要な活動

### 第 4 条（地域での連携・支援）

本会は、佐久地域内のあらゆる主体と連携・対話を図りながら、地域の実践活動に関する情報交換、地域の自然エネルギー資源を生かした自然エネルギー普及モデル事業の検討、ならびに事業の実施を支援する。

### 第 5 条（専門部会及び分野間連携・支援）

本会に専門部会を置くことができる。信州ネットの専門部会との連携により、各分野及び分野を横断した専門的知見の交流を行うとともに、地域における実践活動を支援する。

### 第 6 条（会員）

- ① 正会員は、本会の目的に賛同する事業所や各種団体等または個人で、佐久地方事務所管内に所在または居住していることを条件とする。正会員は議決権を有する。  
正会員は会長に申し出ることにより任意に入会、退会することができる。
- ② 会の活動を支援する企業、業界団体、研究機関等は、賛助会員となることができる。賛助会員は、居住地または事業所所在地に制限はない。賛助会員は会長に申し出ることにより任意に入会・退会することができる。
- ③ 会の活動を支援する団体または個人は、オブザーバー会員となることができる。

オブザーバー会員は、居住地または事業所所在地に制限はない。オブザーバー会員は会長に申し出ることにより任意に入会・退会することができる。

- ④ 正会員および賛助会員は、別に定める会費規定により年会費を納めなければならない。
- ⑤ 反社会的な活動を行なう団体やこれに従事する者は会員となることができない。

## 第7条（役員）

本会は以下の役員をもって運営する。

- ① 【会長】全体の調整・統括役として会長（1名）を、運営会議（設立時は準備会議）の推薦を経て総会の議決により正会員の中から選任する。
- ② 【副会長】会長は副会長（若干名）を正会員の中から選任することができる（設立時は準備会議の推薦）。副会長は、会長を補佐し、会長不在時に代行する。
- ③ 【理事】会員の申し出を受け、かつ会長が推薦するもの（設立時は準備会議の推薦）並びに専門部会長を、総会の議決を経て理事に選任する。理事は運営会議において議決権を有する。
- ④ 【監事】監事（若干名）は、本会の事業及び経理を監査する。また、監事は運営会議（設立時は準備会議）の推薦を経て総会の議決により選任する。会長は監事が必要と判断した場合は運営会議を招集しなくてはならない。
- ⑤ 【幹事】会長は、本会の運営のため助言を得る必要がある場合は、信州ネットの理事より幹事（若干名）を選任することができる。（設立時は準備会議の推薦）。
- ⑥ 【任期】すべての役員の任期は2年とし、再任を妨げない。会長が必要と認めた場合は、運営会議の承認を経て、欠員を補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第8条（組織運営）

- ① 【総会】通常総会は年1回、会長の召集により開催する。総会では、年次計画と会費及び予算の決定、年次報告と決算の承認、会則の改廃、その他運営会議が必要とする事項について、正会員出席者の過半数により議決する。
- ② 【運営会議】運営会議は、会長が招集し、理事の過半数により成立する。運営会議の議事は理事の互選により選任された議長が執り行う。運営会議では、年次計画の執行、専門部会の設置、予算執行、会長・副会長・監事・幹事の推薦等に係る協議を行う。会員は運営会議に出席して発言できる。運営会議における意思決定は理事の過半数により行なうが、少数意見を最大限尊重し、会員の総意となるように努力しあう。
- ③ 【事務局】本会の日常的な業務は事務局が行う。会長は、事務局長を選任することができる。
- ④ 【アドバイザー】本会の会議には、必要に応じてアドバイザーを置くことができ、会議において意見を述べることができる。アドバイザーは正会員の中から会長が選任することができる。
- ⑤ 【公開原則】総会及び運営会議は原則公開で行なう。また、本会の総務に関わる資料は求めがあればいつでも開示することができるようにする。

## 第9条（財政）

本会の経費は、会費、寄附、補助金、受託金、寄付金、その他の収入（参加費等）により支弁し、監事の指導のもと適正な財政運営をすすめる。

## 第10条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の終了後3ヶ月以内に事業報告書と収支決算書について監査を受けた後、総会の承認を得ることとする。

## 第11条（解散）

総会の総意により本会を解散することができる。解散時に残預金がある場合は解散時の総会によって処分を決定することとする。

## 第12条（細則等）

運営会議は、本会則のほかに必要な事項について細則、規定を定めることができる。

## 付 則

1. 第10条の規定にかかわらず、設立時の事業年度は、設立総会の日から平成24年3月31日までとする。
2. 本会則は、第1回総会の議決を経た直後より発効する。

# 会費規定

## 第1条（会員の区分）

自然エネルギー佐久地域協議会（以下、本会）の構成員は、正会員（事業所・団体）、正会員（個人）、賛助会員、オブザーバー会員の4区分とする。

## 第2条（会費）

### 1. 正会員

正会員は、佐久地方事務所管内に所在または居住する、事業所・各種団体または個人であることとする。

年会費は事業所・団体正会員 10,000 円、個人正会員 1,000 円とし、それぞれ入会金はない。

### 2. 賛助会員

賛助会員は、所在地または居住地に制限はなく、本会の活動を支援する事業所・団体または個人とする。年間賛助会費は1口 10,000 円とし、口数制限はない。入会金はない。

### 3. オブザーバー会員

オブザーバー会員は、所在地または居住地に制限はなく、本会の活動を支援する団体または個人で、年会費及び入会金はない。

## 付則

① 本会費規定は、第1回総会の議決を経た直後より発効する。

但し、平成23年度の会費は徴収しない。



## 役員名簿

敬称略

	事業所	役職	氏名
理事・会長	新興マタイ株式会社	取締役事業部長	加藤三喜夫
理事・副会長	株式会社小宮山土木	代表取締役	小宮山尚明
理事	株式会社ケー・アイ・エス	代表取締役	市川 渡
監事	佐久地方事務所環境課	課長	宮下 克彦
監事	佐久市市民健康部生活環境課	課長	佐藤 照明
幹事	LLP 佐久咲くひまわり	事務局長	井出 進
事務局	新興マタイ株式会社	環境エネルギー事業部	池谷勝典 小池瑛里奈